

香川県報



号外2

平成17年

10月28日（金曜日）

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

| | | |
|-------------------------|---------|----|
| ●香川県内場ダム操作規則 | （河川砂防課） | 一 |
| ●香川県長柄ダム操作規則 | （"） | 四 |
| ●香川県内海ダム操作規則 | （"） | 六 |
| ●香川県大内ダム操作規則 | （"） | 九 |
| ●香川県五名ダム操作規則 | （"） | 一一 |
| ●香川県大川ダム操作規則 | （"） | 一四 |
| ●香川県五郷ダム操作規則 | （"） | 一七 |
| ●香川県前山ダム操作規則 | （"） | 一九 |
| ●香川県殿川ダム操作規則 | （"） | 二二 |
| ●香川県粟地ダム操作規則等の一部を改正する規則 | （"） | 二四 |

規則

香川県内場ダム操作規則をここに公布する。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第百三号

香川県内場ダム操作規則

香川県内場ダム操作規則（昭和四十八年香川県規則第三十三号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 貯水池の水位等（第三条―第十一条）

| | |
|-----------------------------|--|
| 第三章 貯水池の用途別利用（第十二条―第十四条） | |
| 第四章 洪水調節等（第十五条―第二十二条） | |
| 第五章 貯留された流水の放流（第二十三条―第二十九条） | |
| 第六章 計測、点検及び整備等（第三十条―第三十二条） | |
| 第七章 補則（第三十三条） | |

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、内場ダム（以下「ダム」という。）の操作について必要な事項を定めるものとする。

（ダムの用途）

第二条 ダムは、洪水調節、かんがい用水の補給及び水道用水の供給をその用途とする。

第二章 貯水池の水位等

（洪水）

第三条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒九十立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（洪水期間及び非洪水期間）

第四条 洪水期間及び非洪水期間は、次に定める期間とする。

一 洪水期間 八月十一日から十月三十一日までの期間

二 非洪水期間 十一月一日から翌年八月十日までの期間

（かんがい期間）

第五条 かんがい期間は、六月二十一日から九月五日までの期間とする。

（水位）

第六条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

（常時満水位）

第七条 貯水池の常時満水位は、標高二百五十八・五メートルとし、第十八条の規定により洪水調節を行う場合及び第十九条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

第八条 貯水池のサーチャージ水位は、標高二百六十・二メートルとし、第十八条ただし書の規定により洪水調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第九条 洪水期間における貯水池の最高水位(以下「制限水位」という。)は、標高二百五十四・四メートルとし、洪水期間においては、第十八条の規定により洪水調節を行う場合及び第十九条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位を制限水位より上昇させてはならない。

(最低水位)

第十条 貯水池の最低水位は、標高二百二十七・六メートルとする。

(かんがいのための水位の確保)

第十一条 香川県高松土木事務所長(以下「所長」という。)は、かんがい用水の補給のために、かんがい期間のうち六月二十一日から八月十日までの間にあっては常時満水位の確保に、八月十一日から九月五日までの間にあっては制限水位の確保に努めるものとする。

第三章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第十二条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高二百五十四・四メートルから標高二百六十・二メートルまでの容量のうち最大二百五十立方メートルを利用して行うものとする。

(かんがいのための利用)

第十三条 かんがい用水の補給は、かんがい期間のうち六月二十一日から八月十日までの間にあっては標高二百二十七・六メートルから標高二百五十八・五メートルまでの容量のうち最大七百二十立方メートルを、八月十一日から九月五日までの間にあっては標高二百二十七・六メートルから標高二百五十四・四メートルまでの容量のうち最大五百四十七万五千立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第十四条 水道用水の供給は、洪水期間にあっては標高二百二十七・六メートルから標高二百五十四・四メートルまでの容量のうち最大五百四十七万五千立方メートルを、非洪

水期間にあっては標高二百二十七・六メートルから標高二百五十八・五メートルまでの容量のうち最大七百二十立方メートルを利用して行うものとする。

第四章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第十五条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 高松地方気象台から降雨に関する注意報又は警報がダムの位置する区域に発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他別に定めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第十六条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 香川県土木部河川砂防課及び別に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- 三 洪水調節計画を定めること。

四 非洪水期間にあっては、標高二百五十四・四メートルを最低限度として、予備放流水位を定めること。

五 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他洪水調節に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第十七条 所長は、前条第四号の予備放流水位を定めた場合において、次条の規定による洪水調節を行う必要が生ずると認められるときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第十八条 所長は、次に定めるところにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

一 貯水池の水位が標高二百五十四・四メートルを超え標高二百五十五・三メートルに達するまでは、流入量を限度としてダムから放流すること。

二 貯水池の水位が標高二百五十五・三メートルを超えた場合で、流入量が毎秒百四十立方メートル以下であるときは、流入量を限度としてダムから放流すること。

三 貯水池の水位が標高二百五十五・三メートルを超え、かつ、流入量が毎秒百四十立方メートルを超えたときは、流入量が最大に達するまでの間及び最大に達した後毎秒百四十立方メートルに減少するまでの間、毎秒百四十立方メートルの流水をダムから放流すること。

(洪水に達しない流水の調節)

第十九条 所長は、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。この場合における流水の調節は、流入量を限度としてダムから放流することにより行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第二十条 所長は、第十八条の規定による洪水調節又は前条の規定による洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあつては制限水位を、非洪水期間にあつては常時満水位を超えているときは、速やかに、水位を制限水位又は常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第二十一条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、速やかに、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第二十二条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

第五章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合等)

第二十三条 ダムによつて貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、放流を行うことができる。

- 一 非洪水期間から洪水期間に移行するに際し、水位を制限水位に低下させるとき。
- 二 第三十条の規定によりダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

三 その他特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定による放流を行う場合の放流量は、別に定める。

(放流の原則)

第二十四条 所長は、ダムから放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように、かつ、放流が無効放流とならないように努めるものとする。

(放流量)

第二十五条 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合においては当該規定に定める量を、その他の場合においては流入量に相当する量を超えてはならない。

(かんがい用水の補給のための放流)

第二十六条 所長は、かんがい期間において、かんがい用水を補給する場合には、別に定めるところにより、ダムから放流しなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第二十七条 所長は、水道用水を供給する場合には、ダムから日量一万八千立方メートルを限度として放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第二十八条 所長は、ダムから放流を行うことによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲート及びバルブの操作)

第二十九条 ダムから放流を行う場合のゲート及びバルブの操作については、別に定める。

第六章 計測、点検及び整備等

(計測、点検及び整備)

第三十条 所長は、別に定めるところにより、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第三十一条 所長は、別に定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第三十二条 所長は、ゲート若しくはバルブを操作し、第三十条の規定により計測、点検若しくは整備を行い、又は前条の規定により観測を行ったときは、別に定める事項を記録しておかなければならない。

第七章 補則

第三十三条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県長柄ダム操作規則をここに公布する。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第四百号

香川県長柄ダム操作規則

香川県長柄ダム操作規則(昭和四十八年香川県規則第三十四号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 貯水池の水位等(第三条―第十条)
- 第三章 貯水池の用途別利用(第十一条―第十二条)
- 第四章 洪水調節等(第十三条―第二十条)
- 第五章 貯留された流水の放流(第二十一条―第二十六条)
- 第六章 計測、点検及び整備等(第二十七条―第二十九条)
- 第七章 補則(第三十条)

附 則

第一章 総則

第一条 この規則は、長柄ダム(以下「ダム」という。)の操作について必要な事項を定めるものとする。

(ダムの用途)

第二条 ダムは、洪水調節及びかんがい用水の補給をその用途とする。

第二章 貯水池の水位等

(洪水)

第三条 洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒二十二立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第四条 洪水期間及び非洪水期間は、次に定める期間とする。

一 洪水期間 八月十一日から十月三十一日までの期間

二 非洪水期間 十一月一日から翌年八月十日までの期間

(かんがい期間)

第五条 かんがい期間は、六月二十一日から九月二十日までの期間とする。

(水位)

第六条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第七条 貯水池の常時満水位は、標高百二十三・五メートルとし、第十六条の規定により洪水調節を行う場合及び第十七条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

第八条 貯水池のサーチャージ水位は、標高百二十四・六メートルとし、第十六条ただし書の規定により洪水調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第九条 洪水期間における貯水池の最高水位(以下「制限水位」という。)は、標高百十八・二メートルとし、洪水期間においては、第十六条の規定により洪水調節を行う場合及び第十七条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位を制限水位より上昇させてはならない。

(最低水位)

第十条 貯水池の最低水位は、標高百・五メートルとする。

第三章 貯水池の用途別利用

第三章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第十一条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高百十八・二メートルから標高百二十四・六メートルまでの容量のうち最大百九十四万立方メートルを利用して行うものとする。

(かんがいのための利用)

第十二条 かんがい用水の補給は、かんがい期間のうち六月二十一日から八月十日までの間にあっては標高百・五メートルから標高百二十三・五メートルまでの容量のうち最大三百八十万立方メートルを、八月十一日から九月二十日までの間にあっては標高百・五メートルから標高百十八・二メートルまでの容量のうち最大二百七十七万立方メートルを利用して行うものとする。

第四章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第十三条 香川県中讃土木事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 高松地方気象台から降雨に関する注意報又は警報がダムの位置する区域に発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他別に定めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第十四条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 香川県土木部河川砂防課及び別に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- 三 洪水調節計画を定めること。
- 四 非洪水期間にあっては、標高百十八・二メートルを最低限度として、予備放流水位を定めること。
- 五 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他洪水調節に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第十五条 所長は、前条第四号の予備放流水位を定めた場合において、次条の規定による洪水調節を行う必要が生ずると認められるときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第十六条 所長は、次に定めるところにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があるときは、この限りでない。

- 一 貯水池の水位が標高百十八・二メートルを超え標高百二十二・一メートルに達するまでは、流入量を限度としてダムから放流すること。
- 二 貯水池の水位が標高百二十二・一メートルを超えた場合で、流入量が毎秒二百六立方メートル以下であるときは、流入量を限度としてダムから放流すること。
- 三 貯水池の水位が標高百二十二・一メートルを超え、かつ、流入量が毎秒二百六十立方メートルを超えたときは、流入量が最大に達するまでの間及び最大に達した後毎秒二百六十立方メートルに減少するまでの間、毎秒二百六十立方メートルの流水をダムから放流すること。

(洪水に達しない流水の調節)

第十七条 所長は、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。この場合における流水の調節は、流入量を限度としてダムから放流することにより行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第十八条 所長は、第十六条の規定による洪水調節又は前条の規定による洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあっては制限水位を、非洪水期間にあっては常時満水位を超えているときは、速やかに、水位を制限水位又は常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第十九条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、速やかに、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第二十条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくな

つたと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

第五章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合等)

第二十一条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、放流を行うことができる。

- 一 非洪水期間から洪水期間に移行するに際し、水位を制限水位に低下させるとき。
- 二 第二十七条の規定によりダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 三 その他特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定による放流を行う場合の放流量は、別に定める。

(放流の原則)

第二十二条 所長は、ダムから放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように、かつ、放流が無効放流とならないように努めるものとする。

(放流量)

第二十三条 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合においては当該規定に定める量を、その他の場合においては流入量に相当する量を超えてはならない。

(かんがい用水の補給のための放流)

第二十四条 所長は、かんがい期間において、かんがい用水を補給する場合には、別に定めるところにより、ダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第二十五条 所長は、ダムから放流を行うことよって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これよって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲート及びバルブの操作)

第二十六条 ダムから放流を行う場合のゲート及びバルブの操作については、別に定める。

第六章 計測、点検及び整備等

(計測、点検及び整備)

第二十七条 所長は、別に定めるところにより、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第二十八条 所長は、別に定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第二十九条 所長は、ゲート若しくはバルブを操作し、第二十七条の規定により計測、点検若しくは整備を行い、又は前条の規定により観測を行ったときは、別に定める事項を記録しておかなければならない。

第七章 補則

第三十条 この規則の施行に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県内海ダム操作規則をここに公布する。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第百五号

香川県内海ダム操作規則

香川県内海ダム操作規則(昭和四十八年香川県規則第三十五号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 貯水池の水位等(第三条―第九条)
- 第三章 貯水池の用途別利用(第十条・第十一条)
- 第四章 洪水調節等(第十二条―第十九条)
- 第五章 貯留された流水の放流(第二十条―第二十五条)
- 第六章 計測、点検及び整備等(第二十六条―第二十八条)
- 第七章 補則(第二十九条)

附 則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、内海ダム（以下「ダム」という。）の操作について必要な事項を定めるものとする。

(ダムの用途)

第二条 ダムは、洪水調節及び水道用水の供給をその用途とする。

第二章 貯水池の水位等

(洪水)

第三条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒三十立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第四条 洪水期間及び非洪水期間は、次に定める期間とする。

一 洪水期間 七月一日から九月三十日までの期間

二 非洪水期間 十月一日から翌年六月三十日までの期間

(水位)

第五条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第六条 貯水池の常時満水位は、標高六十六・一メートルとし、第十五条の規定により洪水調節を行う場合及び第十六条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

第七条 貯水池のサーチャージ水位は、標高六十七・五メートルとし、第十五条ただし書の規定により洪水調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第八条 洪水期間における貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は、標高六十三・六メートルとし、洪水期間においては、第十五条の規定により洪水調節を行う場合及び第十六条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位を制限水位より上昇させてはならない。

(最低水位)

第九条 貯水池の最低水位は、標高五十六・〇メートルとする。

第三章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第十条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高六十三・六メートルから標高六十七・五メートルまでの容量のうち最大七万二千立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第十一条 水道用水の供給は、洪水期間にあつては標高五十六・〇メートルから標高六十三・六メートルまでの容量のうち最大五万三千立方メートルを、非洪水期間にあつては標高五十六・〇メートルから標高六十六・一メートルまでの容量のうち最大九万三千立方メートルを利用して行うものとする。

第四章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第十二条 香川県小豆総合事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

一 高松地方気象台から降雨に関する注意報又は警報がダムの位置する区域に発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

二 その他別に定めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第十三条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に掲げる措置をとらなければならない。

一 香川県土木部河川砂防課及び別に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。

三 洪水調節計画を定めること。

四 非洪水期間にあつては、標高六十三・六メートルを最低限度として、予備放流水位を定めること。

五 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の

試運転その他洪水調節に關し必要な措置をとること。

(予備放流)

第十四条 所長は、前条第四号の予備放流水位を定めた場合において、次条の規定による洪水調節を行う必要が生ずると認められるときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第十五条 所長は、次に定めるところにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 一 貯水池の水位が標高六十三・六メートルを超え標高六十四・四メートルに達するまでは、流入量を限度としてダムから放流すること。
- 二 貯水池の水位が標高六十四・四メートルを超えた場合で、流入量が毎秒五十立方メートル以下であるときは、流入量を限度としてダムから放流すること。
- 三 貯水池の水位が標高六十四・四メートルを超え、かつ、流入量が毎秒五十立方メートルを超えたときは、流入量が最大に達するまでの間及び最大に達した後毎秒五十立方メートルに減少するまでの間、毎秒五十立方メートルの流水をダムから放流すること。

(洪水に達しない流水の調節)

第十六条 所長は、気象、水象その他の状況により必要があると認めるときは、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。この場合における流水の調節は、流入量を限度としてダムから放流することにより行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第十七条 所長は、第十五条の規定による洪水調節又は前条の規定による洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあつては制限水位を、非洪水期間にあつては常時満水位を超えているときは、速やかに、水位を制限水位又は常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第十八条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、速やかに、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第十九条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

第五章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合等)

- 第二十条 ダムによつて貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、放流を行うことができる。
- 一 非洪水期間から洪水期間に移行するに際し、水位を制限水位に低下させるとき。
 - 二 第二十六条の規定によりダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
 - 三 その他特にやむを得ない理由があるとき。
- 2 前項の規定による放流を行う場合の放流量は、別に定める。

(放流の原則)

第二十一条 所長は、ダムから放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように、かつ、放流が無効放流とならないように努めるものとする。

(放流量)

第二十二条 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合においては当該規定に定める量を、その他の場合においては流入量に相当する量を超えてはならない。

(水道用水の供給のための放流)

第二十三条 所長は、水道用水を供給する場合においては、ダムから日量千立方メートルを限度として放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第二十四条 所長は、ダムから放流を行うことによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲートの操作)

第二十五条 ダムから放流を行う場合のゲートの操作については、別に定める。

第六章 計測、点検及び整備等

(計測、点検及び整備)

第二十六条 所長は、別に定めるところにより、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第二十七条 所長は、別に定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第二十八条 所長は、ゲートを操作し、第二十六条の規定により計測、点検若しくは整備を行い、又は前条の規定により観測を行ったときは、別に定める事項を記録しておくなければならない。

第七章 補則

第二十九条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県大内ダム操作規則をここに公布する。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六六号

香川県大内ダム操作規則

香川県大内ダム操作規則(昭和四十八年香川県規則第三十六号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 貯水池の水位等(第三条―第十条)

第三章 貯水池の用途別利用(第十一条―第十三条)

第四章 洪水調節等(第十四条―第二十一条)

第五章 貯留された流水の放流(第二十二条―第二十八条)

第六章 計測、点検及び整備等(第二十九条―第三十一条)

第七章 補則(第三十二条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、大内ダム(以下「ダム」という。)の操作について必要な事項を定めるものとする。

(ダムの用途)

第二条 ダムは、洪水調節、かんがい用水の補給及び水道用水の供給をその用途とする。

第二章 貯水池の水位等

(洪水)

第三条 洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒八立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第四条 洪水期間及び非洪水期間は、次に定める期間とする。

一 洪水期間 七月一日から十月三十一日までの期間

二 非洪水期間 十一月一日から翌年六月三十日までの期間

(かんがい期間)

第五条 かんがい期間は、六月二十日から九月二十日までの期間とする。

(水位)

第六条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第七条 貯水池の常時満水位は、標高六十二・二メートルとし、第十七条の規定により洪水調節を行う場合及び第十八条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

第八条 貯水池のサーチャージ水位は、標高六十三・〇メートルとし、第十七条ただし書の規定により洪水調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第九条 洪水期間における貯水池の最高水位(以下「制限水位」という。)は、標高六十メートルとし、洪水期間においては、第十七条の規定により洪水調節を行う場合及び第十八条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位を制限水位より上昇させてはならない。

(最低水位)

第十条 貯水池の最低水位は、標高五十・五メートルとする。

第三章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第十一条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高六十・〇メートルから標高六十三・〇メートルまでの容量のうち最大三十三万立方メートルを利用して行うものとする。

(かんがいのための利用)

第十二条 かんがい用水の補給は、かんがい期間のうち六月二十日から六月三十日までの間にあっては標高五十・五メートルから標高六十二・二メートルまでの容量のうち最大八十万立方メートルを、七月一日から九月二十日までの間にあっては標高五十・五メートルから標高六十・〇メートルまでの容量のうち最大五十七万四千立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第十三条 水道用水の供給は、洪水期間にあっては標高五十・五メートルから標高六十・〇メートルまでの容量のうち最大五十七万四千立方メートルを、非洪水期間にあっては標高五十・五メートルから標高六十二・二メートルまでの容量のうち最大八十万立方メートルを利用して行うものとする。

第四章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第十四条 香川県長尾土木事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 高松地方気象台から降雨に関する注意報又は警報がダムの位置する区域に発せられ洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他別に定めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第十五条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 香川県土木部河川砂防課及び別に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- 三 洪水調節計画を定めること。
- 四 非洪水期間にあっては、標高六十・〇メートルを最低限度として、予備放流水位を定めること。
- 五 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他洪水調節に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第十六条 所長は、前条第四号の予備放流水位を定めた場合において、次条の規定による洪水調節を行う必要が生ずると認められるときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第十七条 所長は、流入量が毎秒八立方メートル以上となり、かつ、貯水池の水位が制限水位を超えたときは、ゲートの開度を一・〇メートルに固定して、流入量が最大に達するまでの間及び最大に達した後流入量が減少し放流量に等しくなるまでの間、ダムからの自然放流により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(洪水に達しない流水の調節)

第十八条 所長は、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。この場合における流水の調節は、流入量を限度としてダムから放流することにより行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第十九条 所長は、第十七条の規定による洪水調節又は前条の規定による洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあっては制限水位を、非洪水期間にあっては常時満水位を超えているときは、速やかに、水位を制限水位又は常時満水位に

低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第二十條 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、速やかに、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第二十一條 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

第五章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合等)

第二十二條 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、放流を行うことができる。

- 一 非洪水期間から洪水期間に移行するに際し、水位を制限水位に低下させるとき。
 - 二 第二十九條の規定によりダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
 - 三 その他特にやむを得ない理由があるとき。
- 2 前項の規定による放流を行う場合の放流量は、別に定める。

(放流の原則)

第二十三條 所長は、ダムから放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように、かつ、放流が無効放流とならないように努めるものとする。

(放流量)

第二十四條 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合においては当該規定に定める量を、その他の場合においては流入量に相当する量を超えてはならない。

(かんがい用水の補給のための放流)

第二十五條 所長は、かんがい期間において、かんがい用水を補給する場合においては、別に定めるところにより、ダムから放流しなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第二十六條 所長は、水道用水を供給する場合には、ダムから日量千五百立方メートル

トルを限度として放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第二十七條 所長は、ダムから放流を行うことによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲートの操作)

第二十八條 ダムから放流を行う場合のゲートの操作については、別に定める。

第六章 計測、点検及び整備等

(計測、点検及び整備)

第二十九條 所長は、別に定めるところにより、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第三十條 所長は、別に定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第三十一條 所長は、ゲートを操作し、第二十九條の規定により計測、点検若しくは整備を行い、又は前條の規定により観測を行ったときは、別に定める事項を記録しておくなければならない。

第七章 補則

第三十二條 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県五名ダム操作規則をここに公布する。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第七号

香川県五名ダム操作規則

香川県五名ダム操作規則(昭和四十八年香川県規則第三十七号)の全部を改正する。
目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 貯水池の水位等(第三条―第十条)

第三章 貯水池の用途別利用(第十一条・第十二条)

第四章 洪水調節等(第十三条―第二十条)

第五章 貯留された流水の放流(第二十一条―第二十六条)

第六章 計測、点検及び整備等(第二十七条―第二十九条)

第七章 補則(第三十条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、五名ダム(以下「ダム」という。)の操作について必要な事項を定めるものとする。

(ダムの用途)

第二条 ダムは、洪水調節及びかんがい用水の補給をその用途とする。

第二章 貯水池の水位等

(洪水)

第三条 洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒八十立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第四条 洪水期間及び非洪水期間は、次に定める期間とする。

一 洪水期間 七月一日から十月三十一日までの期間

二 非洪水期間 十一月一日から翌年六月三十日までの期間

(かんがい期間)

第五条 かんがい期間は、六月二十日から九月二十日までの期間とする。

(水位)

第六条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第七条 貯水池の常時満水位は、標高百四十六・〇メートルとする。

(サーチャージ水位)

第八条 貯水池のサーチャージ水位は、標高百四十六・〇メートルとし、第十六条ただし書の規定により洪水調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第九条 洪水期間における貯水池の最高水位(以下「制限水位」という。)は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める水位とし、洪水期間においては、第十六条の規定により洪水調節を行う場合及び第十七条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位を制限水位より上昇させてはならない。

一 七月一日から七月三十一日までの期間 標高百四十三・八メートル

二 八月一日から十月三十一日までの期間 標高百三十九・六メートル

(最低水位)

第十条 貯水池の最低水位は、標高百三十・〇メートルとする。

第三章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第十一条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高百三十九・六メートルから標高百四十六・〇メートルまでの容量のうち最大三十五万一千立方メートルを利用して行うものとする。

(かんがいのための利用)

第十二条 かんがい用水の補給は、かんがい期間のうち六月二十日から六月三十日までの間にあっては標高百三十・〇メートルから標高百四十六・〇メートルまでの容量のうち最大五十三万六千立方メートルを、七月一日から七月三十一日までの間にあっては標高百三十・〇メートルから標高百四十三・八メートルまでの容量のうち最大三十八万七千立方メートルを、八月一日から九月二十日までの間にあっては標高百三十・〇メートルから標高百三十九・六メートルまでの容量のうち最大十八万五千立方メートルを利用して行うものとする。

第四章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第十三条 香川県長尾土木事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

一 高松地方气象台から降雨に関する注意報又は警報がダムの位置する区域に発せられ洪水の発生が予想されるとき。

二 その他別に定めるとき。

（洪水警戒体制時における措置）

第十四条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に掲げる措置をとらなければならない。

一 香川県土木部河川砂防課及び別に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。

三 洪水調節計画を定めること。

四 非洪水期間及び洪水期間のうち第九条第一号に定める期間にあつては、標高百二十九・六メートルを最低限度として、予備放流水位を定めること。

五 ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他洪水調節に關し必要な措置をとること。

（予備放流）

第十五条 所長は、前条第四号の予備放流水位を定めた場合において、次条の規定による洪水調節を行う必要が生ずると認められるときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

（洪水調節）

第十六条 所長は、次に定めるところにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

一 貯水池の水位が標高百三十九・六メートルを超え標高百四十四・五メートルに達するまでは、流入量を限度としてダムから放流すること。

二 貯水池の水位が標高百四十四・五メートルを超えた場合で、流入量が毎秒九十立方メートル以下であるときは、流入量を限度としてダムから放流すること。

三 貯水池の水位が標高百四十四・五メートルを超え、かつ、流入量が毎秒九十立方メ

ートルを超えたときは、流入量が最大に達するまでの間及び最大に達した後毎秒九十立方メートルに減少するまでの間、毎秒九十立方メートルの流水をダムから放流すること。

（洪水に達しない流水の調節）

第十七条 所長は、気象、水象その他の状況により必要があると認めるときは、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。この場合における流水の調節は、流入量を限度としてダムから放流することにより行うものとする。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第十八条 所長は、第十六条の規定による洪水調節又は前条の規定による洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあつては制限水位を、非洪水期間にあつては常時満水位を超えているときは、速やかに、水位を制限水位又は常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うものとする。

（洪水警戒体制の解除）

第十九条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、速やかに、これを解除しなければならない。

（水位の上昇）

第二十条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がある場合と認めるときは、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

第五章 貯留された流水の放流

（貯留された流水の放流を行うことができる場合等）

第二十一条 ダムによつて貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、放流を行うことができる。

一 非洪水期間から洪水期間に移行するに際し、水位を第九条第一号に定める水位に低下させるとき。

二 洪水期間において、水位を第九条第二号に定める水位に低下させるとき。

三 第二十七条の規定によりダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

四 その他特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定による放流を行う場合の放流量は、別に定める。

(放流の原則)

第二十二條 所長は、ダムから放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように、かつ、放流が無効放流とならないように努めるものとする。

(放流量)

第二十三條 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合においては当該規定に定める量を、その他の場合においては流入量に相当する量を超えてはならない。

(かんがい用水の補給のための放流)

第二十四條 所長は、かんがい期間において、かんがい用水を補給する場合には、別に定めるところにより、ダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第二十五條 所長は、ダムから放流を行うことよつて流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲート等の操作)

第二十六條 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、別に定める。

第六章 計測、点検及び整備等

(計測、点検及び整備)

第二十七條 所長は、別に定めるところにより、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第二十八條 所長は、別に定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第二十九條 所長は、ゲート等を操作し、第二十七條の規定により計測、点検若しくは整備を行い、又は前條の規定により観測を行ったときは、別に定める事項を記録しておくなければならない。

第七章 補則

第三十條 この規則の施行に關し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県大川ダム操作規則をここに公布する。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第百八号

香川県大川ダム操作規則

香川県大川ダム操作規則(昭和四十八年香川県規則第三十八号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 貯水池の水位等(第三条―第十条)

第三章 貯水池の用途別利用(第十一条・第十二条)

第四章 洪水調節等(第十三条―第二十条)

第五章 貯留された流水の放流(第二十一条―第二十六条)

第六章 計測、点検及び整備等(第二十七条―第二十九条)

第七章 補則(第三十条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、大川ダム(以下「ダム」という。)の操作について必要な事項を定めるものとする。

(ダムの用途)

第二条 ダムは、洪水調節及びかんがい用水の補給をその用途とする。

第二章 貯水池の水位等

(洪水)

第三条 洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒七立方メー

トル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第四条 洪水期間及び非洪水期間は、次に定める期間とする。

一 洪水期間 七月一日から十月十五日までの期間

二 非洪水期間 十月十六日から翌年六月三十日までの期間

(かんがい期間)

第五条 かんがい期間は、六月二十日から九月十七日までの期間とする。

(水位)

第六条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第七条 貯水池の常時満水位は、標高百十八・七メートルとし、第十六条の規定により洪水調節を行う場合及び第十七条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

第八条 貯水池のサーチャージ水位は、標高百二十一・六メートルとし、第十六条ただし書の規定により洪水調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第九条 洪水期間における貯水池の最高水位(以下「制限水位」という。)は、標高百十五・八メートルとし、洪水期間においては、第十六条の規定により洪水調節を行う場合及び第十七条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位を制限水位より上昇させてはならない。

(最低水位)

第十条 貯水池の最低水位は、標高百八・〇メートルとする。

第三章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第十一条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高百十五・八メートルから標高百二十一・六メートルまでの容量のうち最大三十五万立方メートルを利用して行うものとする。

(かんがいのための利用)

第十二条 かんがい用水の補給は、かんがい期間のうち六月二十日から六月三十日までの間にあっては標高百八・〇メートルから標高百十八・七メートルまでの容量のうち最大四十五万立方メートルを、七月一日から九月十七日までの間にあっては標高百八・〇メートルから標高百十五・八メートルまでの容量のうち最大二十九万立方メートルを利用して行うものとする。

第四章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第十三条 香川県長尾土木事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

一 高松地方気象台から降雨に関する注意報又は警報がダムの位置する区域に発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

二 その他別に定めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第十四条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に掲げる措置をとらなければならない。

一 香川県土木部河川砂防課及び別に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。

三 洪水調節計画を定めること。

四 非洪水期間にあっては、標高百十五・八メートルを最低限度として、予備放流水位を定めること。

五 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他洪水調節に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第十五条 所長は、前条第四号の予備放流水位を定めた場合において、次条の規定による洪水調節を行う必要が生ずると認められるときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第十六条 所長は、流入量が毎秒七立方メートル以上となり、かつ、貯水池の水位が制限水位を超えたときは、ゲートの開度を一・〇メートルに固定して、流入量が最大に達するまでの間及び最大に達した後流入量が減少し放流量に等しくなるまでの間、ダムからの自然放流により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(洪水に達しない流水の調節)

第十七条 所長は、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。この場合における流水の調節は、流入量を限度としてダムから放流することにより行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第十八条 所長は、第十六条の規定による洪水調節又は前条の規定による洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあつては制限水位を、非洪水期間にあつては常時満水位を超えているときは、速やかに、水位を制限水位又は常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第十九条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、速やかに、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第二十条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

第五章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合等)

第二十一条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、放流を行うことができる。

- 一 非洪水期間から洪水期間に移行するに際し、水位を制限水位に低下させるとき。
- 二 第二十七条の規定によりダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 三 その他特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定による放流を行う場合の放流量は、別に定める。

(放流の原則)

第二十二条 所長は、ダムから放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように、かつ、放流が無効放流とならないように努めるものとする。

(放流量)

第二十三条 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合においては当該規定に定める量を、その他の場合においては流入量に相当する量を超えてはならない。

(かんがい用水の補給のための放流)

第二十四条 所長は、かんがい期間において、かんがい用水を補給する場合には、別に定めるところにより、ダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第二十五条 所長は、ダムから放流を行うことよつて流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲートの操作)

第二十六条 ダムから放流を行う場合のゲートの操作については、別に定める。

第六章 計測、点検及び整備等

(計測、点検及び整備)

第二十七条 所長は、別に定めるところにより、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第二十八条 所長は、別に定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第二十九条 所長は、ゲートを操作し、第二十七条の規定により計測、点検若しくは整備を行い、又は前条の規定により観測を行ったときは、別に定める事項を記録しておくなければならない。

第七章 補則

第三十条 この規則の施行に關し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県五郷ダム操作規則をここに公布する。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九号

香川県五郷ダム操作規則

香川県五郷ダム操作規則（昭和四十八年香川県規則第三十九号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 貯水池の水位等（第三条―第十条）

第三章 貯水池の用途別利用（第十一条―第十二条）

第四章 洪水調節等（第十三条―第二十条）

第五章 貯留された流水の放流（第二十一条―第二十六条）

第六章 計測、点検及び整備等（第二十七条―第二十九条）

第七章 補則（第三十条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、五郷ダム（以下「ダム」という。）の操作について必要な事項を定めるものとする。

（ダムの用途）

第二条 ダムは、洪水調節及びかんがい用水の補給をその用途とする。

第二章 貯水池の水位等

（洪水）

第三条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒十八立方メ

ートル以上である場合における当該流水とする。

（洪水期間及び非洪水期間）

第四条 洪水期間及び非洪水期間は、次に定める期間とする。

一 洪水期間 七月一日から十月十五日までの期間

二 非洪水期間 十月十六日から翌年六月三十日までの期間

（かんがい期間）

第五条 かんがい期間は、六月二十日から九月二十日までの期間とする。

（水位）

第六条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

（常時満水位）

第七条 貯水池の常時満水位は、標高百八十九・五メートルとし、第十六条の規定により洪水調節を行う場合及び第十七条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

（サーチャージ水位）

第八条 貯水池のサーチャージ水位は、標高百九十二・四メートルとし、第十六条ただし書の規定により洪水調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

（制限水位）

第九条 洪水期間における貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は、標高百八十二・六メートルとし、洪水期間においては、第十六条の規定により洪水調節を行う場合及び第十七条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位を制限水位より上昇させてはならない。

（最低水位）

第十条 貯水池の最低水位は、標高百六十八・〇メートルとする。

第三章 貯水池の用途別利用

（洪水調節等のための利用）

第十一条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高百八十二・六メートルから標高百九十二・四メートルまでの容量のうち最大百三十万立方メートルを利用して行うものとする。

(かんがいのための利用)

第十二条 かんがい用水の補給は、かんがい期間のうち六月二十日から六月三十日までの間にあつては標高百六十八・〇メートルから標高百八十九・五メートルまでの容量のうち最大百八十五立方メートルを、七月一日から九月二十日までの間にあつては標高百六十八・〇メートルから標高百八十二・六メートルまでの容量のうち最大九十立方メートルを利用して行うものとする。

第四章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第十三条 香川県西讃土木事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 高松地方气象台から降雨に関する注意報又は警報がダムの位置する区域に発せられ洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他別に定めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第十四条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 香川県土木部河川砂防課及び別に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的变化を予測すること。
- 三 洪水調節計画を定めること。
- 四 非洪水期間にあつては、標高百八十二・六メートルを最低限度として、予備放流水位を定めること。
- 五 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他洪水調節に關し必要な措置をとること。

(予備放流)

第十五条 所長は、前条第四号の予備放流水位を定めた場合において、次条の規定による洪水調節を行う必要が生ずると認められるときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第十六条 所長は、流入量が毎秒十八立方メートル以上となり、かつ、貯水池の水位が制限水位を超えたときは、ゲートの開度を〇・九五メートルに固定して、流入量が最大に達するまでの間及び最大に達した後流入量が減少し放流量に等しくなるまでの間、ダムからの自然放流により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(洪水に達しない流水の調節)

第十七条 所長は、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。この場合における流水の調節は、流入量を限度としてダムから放流することにより行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第十八条 所長は、第十六条の規定による洪水調節又は前条の規定による洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあつては制限水位を、非洪水期間にあつては常時満水位を超えているときは、速やかに、水位を制限水位又は常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第十九条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、速やかに、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第二十条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

第五章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合等)

第二十一条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、放流を行うことができる。

- 一 非洪水期間から洪水期間に移行するに際し、水位を制限水位に低下させるとき。
- 二 第二十七条の規定によりダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 三 その他特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定による放流を行う場合の放流量は、別に定める。

(放流の原則)

第二十二條 所長は、ダムから放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように、かつ、放流が無効放流とならないように努めるものとする。

(放流量)

第二十三條 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合においては当該規定に定める量を、その他の場合においては流入量に相当する量を超えてはならない。

(かんがい用水の補給のための放流)

第二十四條 所長は、かんがい期間において、かんがい用水を補給する場合には、別に定めるところにより、ダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第二十五條 所長は、ダムから放流を行うことよって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これよって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲートの操作)

第二十六條 ダムから放流を行う場合のゲートの操作については、別に定める。

第六章 計測、点検及び整備等

(計測、点検及び整備)

第二十七條 所長は、別に定めるところにより、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第二十八條 所長は、別に定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第二十九條 所長は、ゲートを操作し、第二十七條の規定により計測、点検若しくは整備を行い、又は前條の規定により観測を行ったときは、別に定める事項を記録しておくなければならない。

第七章 補則

第三十條 この規則の施行に關し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県前山ダム操作規則をここに公布する。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第百十号

香川県前山ダム操作規則

香川県前山ダム操作規則(昭和五十年香川県規則第四十九号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 貯水池の水位等(第三条―第九条)

第三章 貯水池の用途別利用(第十条―第十二条)

第四章 洪水調節等(第十三条―第二十条)

第五章 貯留された流水の放流(第二十一条―第二十七条)

第六章 計測、点検及び整備等(第二十八条―第三十条)

第七章 補則(第三十一条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、前山ダム(以下「ダム」という。)の操作について必要な事項を定めるものとする。

(ダムの用途)

第二条 ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給をその用途とする。

第二章 貯水池の水位等

(洪水)

第三条 洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒十立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第四条 洪水期間及び非洪水期間は、次に定める期間とする。

- 一 洪水期間 七月一日から九月三十日までの期間
- 二 非洪水期間 十月一日から翌年六月三十日までの期間

(水位)

第五条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第六条 貯水池の常時満水位は、標高百三十七・〇メートルとし、第十六条の規定により洪水調節を行う場合及び第十七条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

第七条 貯水池のサーチャージ水位は、標高百四十二・六メートルとし、第十六条ただし書の規定により洪水調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第八条 洪水期間における貯水池の最高水位(以下「制限水位」という。)は、標高百三十一・三メートルとし、洪水期間においては、第十六条の規定により洪水調節を行う場合及び第十七条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位を制限水位より上昇させてはならない。

(最低水位)

第九条 貯水池の最低水位は、標高百二十三・八メートルとする。

第三章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第十条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高百三十一・三メートルから標高百四十二・六メートルまでの容量のうち最大百三十五立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第十一条 流水の正常な機能の維持は、洪水期間にあつては標高百二十三・八メートルから標高百三十一・三メートルまでの容量四十八立方メートルのうち最大十六立方メートルを、非洪水期間にあつては標高百二十三・八メートルから標高百三十七・〇メートルまでの容量百二立方メートルのうち最大七十立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第十二条 水道用水の供給は、洪水期間にあつては標高百二十三・八メートルから標高百三十一・三メートルまでの容量四十八立方メートルのうち最大三十二立方メートルを、非洪水期間にあつては標高百二十三・八メートルから標高百三十七・〇メートルまでの容量百二立方メートルのうち最大三十二立方メートルを利用して行うものとする。

第四章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第十三条 香川県長尾土木事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 高松地方気象台から降雨に関する注意報又は警報がダムの位置する区域に発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他別に定めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第十四条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとつたときは、直ちに、次に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 香川県土木部河川砂防課及び別に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- 三 洪水調節計画を定めること。
- 四 非洪水期間にあつては、標高百三十一・三メートルを最低限度として、予備放流水位を定めること。
- 五 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他洪水調節に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第十五条 所長は、前条第四号の予備放流水位を定めた場合において、次条の規定による洪水調節を行う必要が生ずると認められるときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第十六条 所長は、流入量が毎秒十立方メートル以上となり、かつ、貯水池の水位が制限水位を超えたときは、ゲートの開度を〇・五メートルに固定して、流入量が最大に達するまでの間及び最大に達した後流入量が減少し放流量に等しくなるまでの間、ダムからの自然放流により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(洪水に達しない流水の調節)

第十七条 所長は、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。この場合における流水の調節は、流入量を限度としてダムから放流することにより行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第十八条 所長は、第十六条の規定による洪水調節又は前条の規定による洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあつては制限水位を、非洪水期間にあつては常時満水位を超えているときは、速やかに、水位を制限水位又は常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第十九条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、速やかに、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第二十条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

第五章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合等)

第二十一条 ダムによつて貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、放流を行うことができる。

- 一 非洪水期間から洪水期間に移行するに際し、水位を制限水位に低下させるとき。
- 二 第二十八条の規定によりダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 三 その他特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定による放流を行う場合の放流量は、別に定める。

(放流の原則)

第二十二条 所長は、ダムから放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めなければならない。

(放流量)

第二十三条 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合においては当該規定に定める量を、その他の場合においては流入量に相当する量を超えてはならない。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第二十四条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合においては、別に定めるところにより、ダムから放流しなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第二十五条 所長は、水道用水を供給する場合には、ダムから日量四千五百立方メートルを限度として放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第二十六条 所長は、ダムから放流を行うことによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲート及びバルブの操作)

第二十七条 ダムから放流を行う場合のゲート及びバルブの操作については、別に定める。

第六章 計測、点検及び整備等

第二十八条 所長は、別に定めるところにより、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等

を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第二十九条 所長は、別に定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第三十条 所長は、ゲート若しくはバルブを操作し、第二十八条の規定により計測、点検若しくは整備を行い、又は前条の規定により観測を行ったときは、別に定める事項を記録しておかなければならない。

第七章 補則

第三十一条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県殿川ダム操作規則をここに公布する。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真鍋 武 紀

香川県規則第百十一号

香川県殿川ダム操作規則

香川県殿川ダム操作規則(昭和五十年香川県規則第五十号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 貯水池の水位等(第三条―第九条)
- 第三章 貯水池の用途別利用(第十条・第十一条)
- 第四章 洪水調節等(第十二条―第十九条)
- 第五章 貯留された流水の放流(第二十条―第二十五条)
- 第六章 計測、点検及び整備等(第二十六条―第二十八条)
- 第七章 補則(第二十九条)

第一章 総則

(趣旨)
第一条 この規則は、殿川ダム(以下「ダム」という。)の操作について必要な事項を定めるものとする。

(ダムの用途)

第二条 ダムは、洪水調節及び水道用水の供給をその用途とする。

第二章 貯水池の水位等

(洪水)

第三条 洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒十八立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第四条 洪水期間及び非洪水期間は、次に定める期間とする。

一 洪水期間 七月一日から九月三十日までの期間

二 非洪水期間 十月一日から翌年六月三十日までの期間

(水位)

第五条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第六条 貯水池の常時満水位は、標高百六十四・〇メートルとし、第十五条の規定により洪水調節を行う場合及び第十六条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

第七条 貯水池のサーチャージ水位は、標高百六十四・六メートルとし、第十五条ただし書の規定により洪水調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第八条 洪水期間における貯水池の最高水位(以下「制限水位」という。)は、標高百五十九・一メートルとし、洪水期間においては、第十五条の規定により洪水調節を行う場合及び第十六条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位を制限水位より上昇させてはならない。

(最低水位)

第九条 貯水池の最低水位は、標高百四十八・二メートルとする。

第三章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第十条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高百五十九・一メートルから標高百六十四・六メートルまでの容量のうち最大三十万立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第十一条 水道用水の供給は、洪水期間にあつては標高百四十八・二メートルから標高百五十九・一メートルまでの容量のうち最大三十二万立方メートルを、非洪水期間にあつては標高百四十八・二メートルから標高百六十四・〇メートルまでの容量のうち最大五十八万立方メートルを利用して行うものとする。

第四章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第十二条 香川県小豆総合事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 高松地方气象台から降雨に関する注意報又は警報がダムの位置する区域に発せられ洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他別に定めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第十三条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 香川県土木部河川砂防課及び別に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- 三 洪水調節計画を定めること。
- 四 非洪水期間にあつては、標高百五十九・一メートルを最低限度として、予備放流水位を定めること。
- 五 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他洪水調節に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第十四条 所長は、前条第四号の予備放流水位を定めた場合において、次条の規定による洪水調節を行う必要が生ずると認められるときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第十五条 所長は、流入量が毎秒十八立方メートル以上となり、かつ、貯水池の水位が制限水位を超えたときは、ゲートの開度を一・一メートルに固定して、流入量が最大に達するまでの間及び最大に達した後流入量が減少し放流量に等しくなるまでの間、ダムからの自然放流により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(洪水に達しない流水の調節)

第十六条 所長は、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。この場合における流水の調節は、流入量を限度としてダムから放流することにより行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第十七条 所長は、第十五条の規定による洪水調節又は前条の規定による洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあつては制限水位を、非洪水期間にあつては常時満水位を超えているときは、速やかに、水位を制限水位又は常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第十八条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、速やかに、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第十九条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

第五章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合等)

第二十條 ダムによつて貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、放流を行うことができる。

- 一 非洪水期間から洪水期間に移行するに際し、水位を制限水位に低下させるとき。
 - 二 流水の正常な機能の維持のために必要があるとき。
 - 三 第二十六條の規定によりダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
 - 四 その他特にやむを得ない理由があるとき。
- 2 前項の規定による放流を行う場合の放流量は、別に定める。

(放流の原則)
第二十一條 所長は、ダムから放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めなければならない。

(放流量)
第二十二條 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合においては当該規定に定める量を、その他の場合においては流入量に相当する量を超えてはならない。

(水道用水の供給のための放流)
第二十三條 所長は、水道用水を供給する場合には、ダムから日量四千五百立方メートルを限度として放流しなければならない。

(放流に関する通知等)
第二十四條 所長は、ダムから放流を行うことによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲート及びバルブの操作)
第二十五條 ダムから放流を行う場合のゲート及びバルブの操作については、別に定める。

第六章 計測、点検及び整備等
(計測、点検及び整備)
第二十六條 所長は、別に定めるところにより、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第二十七條 所長は、別に定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)
第二十八條 所長は、ゲート若しくはバルブを操作し、第二十六條の規定により計測、点検若しくは整備を行い、又は前條の規定により観測を行ったときは、別に定める事項を記録しておかなければならない。

第七章 補則
第二十九條 この規則の施行に關し必要な事項は、別に定める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

香川県粟地ダム操作規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年十月二十八日
香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第百二十二号
香川県粟地ダム操作規則等の一部を改正する規則
(香川県粟地ダム操作規則の一部改正)
第一條 香川県粟地ダム操作規則(昭和六十三年香川県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「点検、」を「計測、点検及び」に、「雜則」を「補則」に改める。
第二條中「上水道用水」を「水道用水」に改める。
第五條を次のように改める。

第五條 削除
第六條の見出しを「(水位)」に改め、同條中「取り付けられた水位計により測定」を「設置された水位計の測定結果に基づき算出」に改める。

第八條(見出しを含む。)中「洪水時満水位」を「サーチャージ水位」に改める。
第九條中「、第十六條の規定により洪水調節を行う場合及び洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き」を削る。
第十一條中「三十八万立方メートル」を「三十八万立方メートルを」に改める。

第十二条中「のための供給」を削り、「十七万立方メートル」を「十七万立方メートル」に改める。

第十三条の見出し中「上水道用水」を「水道用水」に改め、同条中「上水道用水」を「水道用水」に、「十五万立方メートル」を「十五万立方メートル」を、「」に改める。

第十四条中「執らなければ」を「とらなければ」に改め、同条第一号中「発せられた」を「ダム」の位置する区域に発せられ、洪水の発生が予想される」に改める。

第十五条中「執つた」を「とつた」に、「定める」を「掲げる」に、「執らなければ」を「とらなければ」に改め、同条第一号中「高松地方気象台その他」を「及び」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 予備電源設備の試運転その他洪水調節に関し必要な措置をとること。

第十六条中「所長は、」を削り、「を次に定めるとおり行わなければならない」を「は、次に定めるところにより行うものとする」に改め、同条第一号中「洪水期間に、」を「洪水期間において」に、「超える場合に」を「超えたとき」に、「行い、水位を制限水位に低下させる」を「行う」に改め、同条第二号中「非洪水期間に、」を「非洪水期間において」に、「超える場合に」を「超えたとき」に、「行い、水位を常時満水位に低下させる」を「行う」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第十六条の二 前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後においては、洪水期間にあつては常用洪水吐きからの自然放流により水位を制限水位に非洪水期間にあつては取水塔放流口からの自然放流により水位を常時満水位に低下させるものとする。

第十八条第一号中「洪水期間」を「非洪水期間から洪水期間」に改め、「当該」を削る。

第十九条中「前条第一項の規定により」を削る。

第二十条中「定める量」を「定める量」に改める。

第二十一条中「用水を供給する」を「必要があると認める」に、「放流」を「ダムから放流」に改める。

第二十二条(見出しを含む。)中「上水道用水」を「水道用水」に改める。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

第二十四条中「執らなければ」を「とらなければ」に改める。

第二十五条中「ゲート等」を「ゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。）」に改める。

「第六章 点検、整備等」を「第六章 計測、点検及び整備等」に改める。

第二十六条中「良好」を「良好な状態」に改める。

「第七章 雑則」を「第七章 補則」に改める。

第二十九条の見出しを削り、同条中「を実施するため」を「の施行に関し」に改める。(香川県千足ダム操作規則の一部改正)

第二条 香川県千足ダム操作規則(昭和六十三年香川県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「点検、」を「計測、点検及び」に、「雑則」を「補則」に改める。

第二条中「上水道用水」を「水道用水」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条の見出しを「(水位)」に改め、同条中「取り付けられた水位計により測定」を「設置された水位計の測定結果に基づき算出」に改める。

第九条中、「第十六条の規定により洪水調節を行う場合及び洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き」を削る。

第十一条中「百十五万立方メートル」を「百十五万立方メートル」に改める。

第十二条中「三十四万立方メートル」を「三十四万立方メートル」に改める。

第十三条の見出し中「上水道用水」を「水道用水」に改め、同条中「上水道用水」を「水道用水」に、「二十万立方メートル」を「二十万立方メートル」に改める。

第十四条中「執らなければ」を「とらなければ」に改め、同条第一号中「発せられた」を「ダム」の位置する区域に発せられ、洪水の発生が予想される」に改める。

第十五条中「執つた」を「とつた」に、「定める」を「掲げる」に、「執らなければ」を「とらなければ」に改め、同条第一号中「高松地方気象台その他」を「及び」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 予備電源設備の試運転その他洪水調節に関し必要な措置をとること。

第十六条中「所長は、」を削り、「を次に定めるとおり行わなければならない」を「は、次に定めるところにより行うものとする」に改め、同条第一号中「洪水期間に、」を「洪水期間において」に、「超える場合に」を「超えたとき」に、「水位を制限水位に低下させる」を「行う」に改め、同条第二号中「非洪水期間に、」を「非洪水期間において」に、「超える場合に」を「超えたとき」に、「水位を常時満水位に低下させる」を「行う」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第十六条の二 前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後においては、洪水期間にあつては主放流管からの自然放流により水位を制限水位に、非洪水期間にあつては常用放流管からの自然放流により水位を常時満水位に低下させるものとする。

第十九条中「前条第一項の規定により」を削る。

第二十条中「定める量」を「定める量を」に改める。

第二十一条(見出しを含む。)中「上水道用水」を「水道用水」に改める。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

第二十四条中「執らなければ」を「とらなければ」に改める。

第二十五条中「ゲート等」を「ゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。）」に改める。

「第六章 点検、整備等」を「第六章 計測、点検及び整備等」に改める。

第二十六条中「良好」を「良好な状態」に改める。

「第七章 雑則」を「第七章 補則」に改める。

第二十九条の見出しを削り、同条中「を実施するため」を「の施行に関し」に改める。

(香川県田万ダム操作規則の一部改正)

第三条 香川県田万ダム操作規則(平成二年香川県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「点検、」を「計測、点検及び」に、「雑則」を「補則」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条の見出しを「(水位)」に改め、同条中「取り付けられた水位計により測定」を「設置された水位計の測定結果に基づき算出」に改める。

第十一条第一号中「発せられた」を「ダム的位置する区域に発せられ、洪水の発生が予想される」に改める。

第十二条中「執った」を「とった」に、「定める」を「掲げる」に、「執らなければ」を「とらなければ」に改め、同条第一号中「高松地方気象台その他」を「及び」に改め、同条第二号中「執る」を「とる」に改める。

第十三条中「超える場合に」を「超えたとき」に改める。

第十七条中「放流管」を「ダム」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(放流量)

第十七条の二 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合においては当該規定に定める量を、その他の場合においては流入量に相当する量を超えてはならない。

第十九条中「執らなければ」を「とらなければ」に改める。

第二十条中「放流管」を「ダム」に改める。

「第六章 点検、整備等」を「第六章 計測、点検及び整備等」に改める。

「第七章 雑則」を「第七章 補則」に改める。

第二十四条の見出しを削る。

(香川県吉田ダム操作規則の一部改正)

第四条 香川県吉田ダム操作規則(平成十年香川県規則第八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第六条の二」に、「雑則」を「補則」に改める。

第二条中「上水道用水」を「水道用水」に改める。

第三条中「流入量」の下に「(以下「流入量」という。）」を加える。

第二章中第六条の次に次の一条を加える。

(最低水位)

第六条の二 貯水池の最低水位は、標高八十三・五メートルとする。

第九条(見出しを含む。)中「上水道用水」を「水道用水」に改める。

第十条第一号中「発せられた」を「ダムの位置する区域に発せられ、洪水の発生が予

想される」に改める。

第十一条第一号中「、高松地方気象台その他」を「及び」に改める。

第十二条中「超える場合に」を「超えたとき」に改める。

第十五条第二項中「の限度は、毎秒二・九立方メートルとする」を「は、別に定める」に改める。

第十六条中「放流管」を「ダム」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(放流量)

第十六条の二 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合においては当該規定に定める量を、その他の場合においては流入量に相当する量を超えてはならない。

第十八条（見出しを含む。）中「上水道用水」を「水道用水」に改める。

第二十条の見出しを「（ゲート及びバルブの操作）」に改め、同条中「放流管」を「ダム」に改める。

「第七章 雑則」を「第七章 補則」に改める。

第二十四条の見出しを削る。

(香川県門入ダム操作規則の一部改正)

第五条 香川県門入ダム操作規則（平成十二年香川県規則第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「流入量」の下に「（以下「流入量」という。）」を加える。

第十三条第一号中「発せられた」を「ダムの位置する区域に発せられ、洪水の発生が予想される」に改める。

第十四条第一号中「、高松地方気象台その他」を「及び」に改める。

第十五条各号中「超える場合に」を「超えたとき」に改める。

第十六条を次のように改める。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第十六条 前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後においては、洪水期間にあつては上段常用洪水吐き及び下段常用洪水吐きからの自然放流により水位を制限水位に、非洪水期間にあつては上段常用洪水吐きからの自然放流により水位を常時満水位に低下させるものとする。

第十八条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による放流を行う場合の放流量は、別に定める。

(香川県栗井ダム操作規則の一部改正)

第六条 香川県栗井ダム操作規則（平成十四年香川県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「発せられ」を「ダムの位置する区域に発せられ」に改める。

第十二条第一号中「、高松地方気象台その他」を「及び」に改める。

第十三条中「調節は」の下に「、水位が常時満水位を超えたときは」を加える。

第十四条を次のように改める。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第十四条 前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により水位を常時満水位に低下させるものとする。

第十六条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による放流を行う場合の放流量は、別に定める。

第二十条中「、別に定めるところにより」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十七年十月二十八日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています